＜よくあるご質問＞

Ｑ１　平成 31 年３月に出産予定ですが、何月分の保険料から産前産後の保険料免除が適用されますか？

Ａ１　施行日が平成 31 年４月ですので、平成３１年４月１日以降に届出を提出いただき、出産日を基準として産前産後免除期間が決定されます。３月に出産した場合は、４月分、５月分の保険料が免除となります。

Ｑ２　産前産後期間の免除は、年金額を計算するときに免除期間として扱われますか？

Ａ２　産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

Ｑ３　産前産後期間は付加保険料を納付することができますか？

Ａ３　産前産後期間について、保険料は免除されますが、付加保険料は納付することができます。

Ｑ４　出産後に届出することはできますか？

Ａ４　出産後でも届出することができます。この場合の産前産後期間は、出産日の属する月の前月から翌々月までの４か月間となります。

Ｑ５　保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は還付されますか？

Ａ５　保険料を納付されている場合、産前産後期間の保険料は還付されます。

平成３１年４月から日本年金機構ホームページから届出用紙をダウンロードすることができるようにする予定です。また、記入の方法も併せて掲載する予定です。

★日本年金機構ホームページ　http://www.nenkin.go.jp/

また、提出の際は以下の書類をご用意ください。

○添付書類について
出産前に届書の提出をする場合：母子健康手帳など
出産後に届書の提出をする場合：出産日は市区町村で確認できるため原則不要
ただし、被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類

○個人番号（マイナンバー）により届出を行う際の添付書類について
届出者本人が窓口で届書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。
お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。
なお、郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。
①マイナンバーが確認できる書類：通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し
②身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど